

## 第5章 医療の安全性の確保と医療サービスの向上

### 現状と課題

#### 1 医療事故対策

近年、全国的に手術ミス等の様々な医療事故が多発し、社会的問題になっている中で、国においては平成14年4月に今後の医療安全対策の目指すべき方向性と緊急に取り組むべき課題について取りまとめた「医療安全推進総合対策」を策定し、平成14年10月からは国内の全ての病院および有床診療所において、安全管理指針、安全管理委員会、安全管理研修および事故報告等の医療に係る安全確保を目的とした改善方策の4つの取組みを義務づける等の医療安全の基盤整備を進めています。

本県においても、国の安全方策とともに医療事故を未然に防ぐための対策を推進し、患者が安心して医療を受けられる環境づくりを推進していく必要があります。

#### 2 院内感染防止対策

病院における入院患者が病院内において、MRSA（メチシリン耐性黄色ブドウ球菌）や結核などに罹患する院内感染について、その防止について取組みを強化する必要があります。

院内感染防止対策は、病院の清潔・衛生を保持することが極めて重要であることから、医療機関が施設全体として取り組み、感染予防に関する原則的な注意事項を適切に実行することが求められます。

#### 3 インフォームド・コンセントの普及推進

患者は治療の目的や方法に対する关心、治療後の不安など医療に対する医師からのアドバイスや的確な知識を求めています。

また、近年、患者の自己決定および医療従事者と患者が共同して疾病を克服する視点が重視され、インフォームド・コンセント（医療従事者側からの十分な説明と患者側の理解、納得、同意、選択）の理念に基づく医療が重要になっています。

医療従事者側から患者の理解が得られるような懇切丁寧な説明があらゆる医療行為に対して必要です。この際、医学的な判断に基づく治療方針等の提示を行うだけでなく、患者の意思や考え方へ耳を傾け、それぞれの患者に応じたより適切な説明とメニューの提示も重要であり、患者本人の意思が最大限尊重されるように配慮することが大切です。

#### 4 医療サービスの向上

患者の医療に対するニーズが高度化・専門化する中で、質の高い医療の提供、医療に関する情報の提供が求められています。

質の高い医療の提供のためには、医療機関自らが組織の運営面も含めて総合的に対応することも必要となっています。

医療に関する情報については、専門性が高く、生命に関わる重要な情報であること等から、医療機関の広告や公の情報により一般の人が触れる医療情報は必ずしも豊富とは言えない状況となっています。

平成13年3月以降の医療法の改正により医療広告規制が緩和され、従来よりも医療施設に関する情報の提供範囲が拡大されていますが、今後、より適切で豊富な情報の提供が求められています。

## 5 EBM (Evidence-Based Medicine) 「根拠に基づく医療」の推進

医療資源を効率的に活用し、医療の質とサービスを向上させるためEBMの推進が必要であるとされており、現在、国においてガイドラインの作成や医学情報データベースの整備など、EBM推進のための環境整備が進められています。

### 施 策

#### 1 医療事故対策

- (1) 医療事故を防止するためには医療に携わる職員の意識改革の推進、施設における医療事故防止マニュアルの整備、医療事故防止対策委員会を設置するなど、様々な方策により対策を講ずることが重要であり、医療監視等の機会を通じ、引き続き医療事故防止の徹底を図ります。
- (2) 医療安全に関する事項を中心に患者等の苦情や相談に対応するための体制の整備について検討します。

#### 2 院内感染防止対策

院内感染対策委員会の設置の推進および同委員会の充実について、引き続き医療監視等で徹底を図ります。

#### 3 インフォームド・コンセントの普及推進

医療関係団体の協力を得ながら、医療従事者に対して、インフォームド・コンセントの重要性に対する理解を求めるよう努めます。

#### 4 医療サービスの向上

- (1) 財団法人日本医療機能評価機構等による第3者機関による病院機能評価の重要性について医療機関等に対し理解を求めるよう努めます。
- (2) 県が行う医療情報提供の充実について検討を行うとともに、医療機関においても、医療広告規制の枠内により多くの情報提供がなされるよう取り組みます。
- (3) 平成13年の医療法改正により、カルテ等診療に関する諸記録を提供できる旨を広告することが可能になりましたが、医療機関においてカルテ開示等診療情報の提供が適切に行われるよう取り組みます。
- (4) 保健・医療・福祉に対する県民のニーズに迅速かつ的確に対応するため、平成13年2月に策定された「福井県IT推進アクションプラン」に基づき、保健・医療・福祉情報システム等による各種情報の提供に努めます。

また、多様化、高精細化、大容量化していく通信量の増加に十分対応可能な光ファイバーケーブルによる「福井情報スーパーハイウェイ」を活用し、病理画像やエックス線画像等を伝送し、診断を行う遠隔画像診断支援システム等医療の情報化の為に必要な情報基盤整備を推進します。

#### 5 EBM (Evidence-Based Medicine) 「根拠に基づく医療」の推進

国の検討状況を見ながら、医師会等と協力して普及・啓発を図ります。

### 【用語の解説】

#### ● EBM (Evidence-Based Medicine)

臨床の現場において、医師が診ている患者に対する臨床上の疑問点に関して、最新の医

学情報を検索し、その治療法が患者に適応できるかどうかを十分吟味し、さらに患者の価値観や意向を加味した上で臨床判断を下し、専門技能や経験を活用して医療を行うこと。

### 医療安全推進総合対策について（概要）

医療安全推進総合対策は、平成13年5月に厚生労働省に設置された「医療安全対策検討会議」（座長：森亘日本医学会会長）において、今後の医療安全対策の目標すべき方向性と緊急に取り組むべき課題について検討を行い、平成14年4月17日に取りまとめられましたが、そのボイントは以下のとおりです。

対策分野	主な内容
1 医療機関における安全対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>○医療機関は、医療提供に当たっては、組織的な安全対策を講じて、安全を確保することが必要。 このため、継続的な改善活動のもと、業務等に関する標準化等を推進。</li> <li>○医療機関の安全対策に有用な方策について、国は積極的に情報提供等を実施。また、医療機関の特性に応じた安全管理体制を確立するため、以下の体制整備を徹底し、監視指導等により確認。           <ul style="list-style-type: none"> <li>1) 全ての病院及び有床診療所に対して、以下の安全管理体制を整備。               <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 安全管理指針</li> <li>(2) 事故等の院内報告制度</li> <li>(3) 安全管理委員会</li> <li>(4) 安全管理のための職員研修</li> </ul> </li> <li>※ 無床診療所は、上記に準じた体制整備を勧奨。</li> <li>2) 特定機能病院、臨床研修病院に対しては、さらに以下の体制等を整備。               <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 医療安全管理者（特定機能病院は専任化）</li> <li>(2) 医療安全管理部門</li> <li>(3) 相談窓口</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>
2 医薬品・医療用具等にかかる安全性の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>○医薬品の販売名や外観の類似性を客観的かつ定量的に評価する手法の開発、第三者的な評価等の検討、医薬品情報の提供等を推進。</li> <li>○人間の行動や能力その他特性を考慮した設計の考え方を導入した医療用具の開発指導やその実用化のための研究開発を推進するとともに、医療用具の添付文書の標準化や医療用具の操作方法等に関する情報提供等を推進。</li> </ul>
3 医療安全に関する教育研修	<ul style="list-style-type: none"> <li>○国家試験の出題基準に医療安全に関する事項を位置付け。</li> <li>○医療安全に関する修得内容の明確化や教育研修に関する教育方法、教材等の開発等。</li> </ul>
4 医療安全を推進するための環境整備等	
(1) 苦情や相談等に対応するための体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○特定機能病院、臨床研修病院について相談窓口の設置を徹底。また、一般病院、診療所にも相談窓口の設置を推進。</li> <li>○地域医師会等で実施している相談機能の充実を要請。</li> <li>○二次医療圏毎に公的な相談体制を整備するとともに、都道府県に第三者を配置した医療安全相談センター（仮称）を整備。</li> </ul>
(2) 医療安全に有用な情報の提供等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ヒヤリ・ハット事例収集の全国展開、分析・提供体制の強化。（事故事例の収集等は、法的問題も含めて検討を開始。）</li> </ul>
(3) 科学的根拠に基づく医療安全対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○医療安全に必要な研究の計画的な推進。</li> </ul>